

半田市墓地管理計画（案）について

提出された意見等の概要及び市の考え方

項目（分類）		番号	提出された意見等の概要	市の考え方
1	計画について	1	市の施設に置かれている計画案の冊子を見て、この計画を初めて知った。墓地利用者（全世帯）へこれまでの経緯説明をすべき。墓地利用者が知らぬ間に管理計画を決定するのではなく、丁寧な説明を求める。	計画案については、市報やホームページ、墓地の掲示板などでパブリックコメント手続きについてのご案内をすることにより、広く周知を行っております。計画には管理料の徴収など、ご負担をお願いする事項もございますので、今後は使用者に対し、よりきめ細やかな周知、説明を行います。
2	管理料について	2	次の理由から、管理料の導入には反対である ①雑草の除去や清掃などの維持管理費は管理費に相当すると考えられるが、駐車場の整備などの施設整備に係る「投資的コスト」を使用者から徴収するのは管理費の概念を誤っており、この分けや制度設計ができていない段階で管理費の導入に筋道をつけるべきではない。 ②課題として「『管理料』の徴収について検討する必要があります」との記述がある一方「墓地の維持管理に要する費用の負担に要する費用の一部に充てるため、『管理料』を徴収します。」との記述があります。これは、管理料の導入について十分な検	①ご指摘のとおり、算定基礎に投資的コストを含めることは、管理料の趣旨にそぐわないため、含めずに算定する考えです。なお、詳細な制度設計については、墓地の維持管理や整備の基本方針（方向性）を定めたいで行うことが適当と考えます。 ②計画案の記述に関しては、課題として「管理料を徴収する必要性の検討」があり、検討した結果「管理料を徴収する方針となった」ことを記載したものです。管理料の詳細な制度設計は、計画策定後に行うこととなりますが、導入の方

		<p>討がなされていないことを示すものであり、更なる検討が必要と考える。</p> <p>③墓地を使用する際に納めている「墓地使用料」には維持管理に要する費用が含まれてははずで、共用部分の維持管理費用を市が負担することは当然であり、それを使用者に負担させることは許されない。</p> <p>④管理料の徴収の目的が「無縁化の防止」とあるが、これは副次的な効果であり、他に方法があるのではないか。管理料導入する前に、「無縁</p>	<p>針については、有識者や墓地使用者などにより構成する「半田市墓地管理計画策定委員会」において十分に議論を重ねていると考えております。</p> <p>なお、計画案 15 ページの管理料に関する記載については、いただいたご意見も踏まえ、「徴収します」という表現を「徴収することを方針とします」「徴収を視野に検討します」という表現に修正します。</p> <p>また、徴収に向けた課題をより詳細に記載し、「徴収の可否も含め、適正な制度設計を行う必要がある」という記載に修正します。</p> <p>③「墓地使用料」に維持管理費に相当する費用が含まれているのは、計画案 12 ページの表において金額が 30 万円及び 36 万円となっている方のみであり、それ以外の使用者からは維持管理費に相当する費用は徴収しておりません。管理料を徴収する際には、維持管理費に相当する費用を含んだ使用料を納めていただいている方と、それ以外の方とを区別した制度設計を行う予定です。</p> <p>④「無縁化の防止」については、墓地に設置した看板、市報、ホームページなどでの承継手続きの案内や、市民課へ死亡届が出さ</p>
--	--	--	--

		<p>になっている墓を処理すべきである。</p> <p>⑤墓地使用者間の公平はどのように図るのか。例えば、無縁墓を次に使えるようにするために要する費用を管理料に含めることは、墓地使用者間の不公平を生まないか。</p>	<p>れた際に環境課での手続きを促すなど、現在も対策を講じています。しかしながら、これらの対策によっても承継手続きがされず、使用者が不明になってしまう区画もあるため、副次的な効果ではありますが、管理料の徴収により、使用者と継続的なコンタクトを取ることは「無縁化の防止」のために有効な方法であると考えます。また、すでに「無縁」となっている区画については、今後、法令に基づき、順次改葬を行う予定です。</p> <p>⑤墓地使用者間の公平性など、制度設計については、計画策定後に詳細を検討する予定です。</p>
	3	<p>最近になり、急に維持管理工事など墓地の整備がされるようになったが、適切に予算が使われているのか。この計画に合わせて行っているものなのか。長期・中期の運営計画がされているのか、具体的に提示して欲しい。</p>	<p>長期・中期の整備計画については、今回の計画策定以前より作成しておりましたが、今回の計画策定に合わせ見直しを行います。</p>
	4	<p>維持管理費が赤字なので管理料を徴収するとの考えのようだが、他に収入を得る方法も検討すべき。また、利用者が参加して意見を述べられ、監視できる組織の設置を希望する。</p>	<p>管理料については、市営墓地使用者と使用していない方の公平性（受益者負担）の観点から徴収を行うものであり、維持管理費が不足することを理由に徴収しようとするものでは</p>

				<p>ありません。</p> <p>また、ご意見の組織を設置することは考えておりません。</p>
3	合葬墓について	5	<p>合葬墓は市営墓地利用者が無縁になった場合や、生活保護等で身寄りのない方など、特別な場合に納骨するものとすべきで、初めから合葬墓ありきで料金を納めて使用するものは、市町村管理の墓地ではなく、寺院や民営の業者がすべきことではないか。</p>	<p>アンケート調査によると、市営墓地使用者の中には合葬墓の設置を求める声が多くあります。また、後を継ぐ者がいないなどの理由により、最初から個別のお墓を建てずに、合葬墓の利用を希望される方もいらっしゃることから、市営墓地にも合葬墓を設置する必要があると考えております。なお、墓地の経営に関しては、原則自治体が行うこととされており、それによりがたい場合には宗教法人や公益法人が行うことが認められているものであり、墓地の主たる経営主体は自治体であるべきというのが法の趣旨であります。</p>
		6	<p>供養に関して、市は関与しないとの記載があるが、お盆や彼岸などの混雑する時期に、合葬墓での宗教者の供養が重なりさらに混雑することが考えられる。市が主催となり、宗教者（仏教会等）の持ち回り等で供養を行うべきではないか。その場合は、使用料や管理料を徴収してもよいのではないか。</p>	<p>合葬墓での供養に関して、市が主催して行うことは考えておりません。</p> <p>なお、市が宗教の様式に則り祭事を行うことは、日本国憲法第20条の「政教分離の原則」に反するものですので、実施できません。</p>

4	その他	7	北谷墓地には、太平洋戦争で戦死した叔父の墓があり、伊勢湾台風で亡くなられた方もいる。そのような方々が祀られている場所であることを忘れないで欲しい。	戦争や災害で亡くなられた方々が安らかに眠れる市営墓地となるよう、努めてまいります。
---	-----	---	---	---